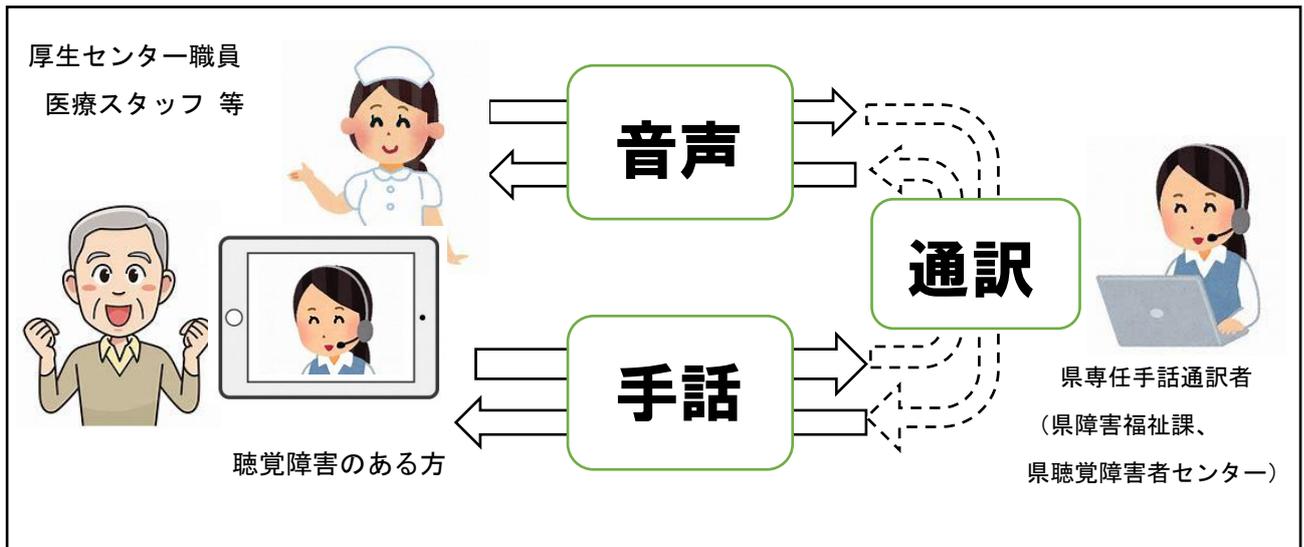


## 新型コロナウイルス感染症等に対応した 富山県遠隔手話通訳サービスについて

### 1 事業の概要

新型コロナウイルス感染症の発生により、聴覚障害者等が厚生センターなどへの相談や医療機関への受診等に際して、手話通訳者等の同行が困難な場合があることから、スマートフォンやタブレット等を通じて、遠隔手話通訳を行うサービスを提供する。



※ 聴覚障害者等と医療スタッフ等とのやりとりを手話と音声でお伝えする。

### 2 対象者

富山県内において手話通訳での対応を希望される聴覚障害のある方

### 3 利用範囲

- ・厚生センターなどへの相談や医療機関の受診等に際して、手話通訳者等の同行が困難な場合
- ・上記以外の場合は、手話通訳者が同席した手話通訳を行う。  
※ただし、県聴覚障害者協会へ事前に申込みの必要あり。

### 4 事業の変更点（拡充内容）

- ・県庁障害福祉課に加え、新たに県聴覚障害者センターでも受付ができるよう、タブレット端末を県聴覚障害者センターにも配備
- ・県が配付したタブレット端末に加え、新たに聴覚障害者等が自身のスマートフォンやタブレット端末等でもサービス提供を開始
- ・スマートフォンやタブレット端末等をお持ちでない聴覚障害者等のために、新たに貸出用のタブレット端末2台を県聴覚障害者センターに配備